

柱１ みんなで支え合う地域づくり

近年、支援を必要とする人が増加し、地域健康福祉の担い手の育成が必要となっていることから、地域を基盤とした「地縁型組織」を中心にした見守り活動や目的に応じて活動する「目的型組織」による活動の促進、また両者が連携した、助け合い・支え合い（＝共助）の活動を促進します。

その際、既存の地域資源を活用し連携を深めるとともに、活動への参加意欲はあっても参加にいたっていない人に参加の機会を促進し、支援が必要な人へ結びつけていく仕組みを構築するなど、人材の育成・発掘・結びつけを行います。

また、地域の中のコミュニケーションを促進し、つながりを深めるよう、コーディネーターを配置し、地域活動センターを充実するとともに、各地域での支え合いの活動が円滑に行われるよう、既存施設等の活用促進や、活動の場の創出支援を行います。

(1) 活動組織への支援の充実

①地縁型組織の支援

町会・自治会・区やふるさと協議会に代表される地縁組織は、地域を基盤とした活動を行います。しかしながら、近年、コミュニティの希薄化が進み、町会の組織率の低下や活動の減少、役員のなり手不足等が生じています。

地縁型組織は、従来から地域住民の共助の基礎として機能しており、よりよい地域づくりには欠かせない存在です。地縁型組織の活動の活性化、組織力の強化及び地縁型組織による地域健康福祉活動に対する支援を行います。

【参考事業】民生・児童委員活動支援・研修事業／柏市民健康づくり推進員活動／町会等支援事業／ふるさと運動事業（ふるさと協議会等支援）／老人クラブの活性化／（市社協）地域活動センター

②目的型組織の支援

NPO、ボランティア団体といった目的型組織は、同じ目的のもと課題解決にむけて活動する団体であり、地域にとらわれずに活動しています。また、目的型であっても地域を限定して活動する団体もあります。

社会参加意識の高まり等により、目的型組織への参加者、団体数は増加しており、地域福祉の新たな担い手として期待されています。目的型組織の数的拡大、組織力の強化を図り、さらなる地域健康福祉活動への関わりを深めていくため、財政支援、活動場所の提供、情報の提供等を実施します。

【参考事業】柏市公益活動（育成・支援）補助金／市民活動センター事業／（市社協）ボランティアセンター事業

③地縁型組織や目的型組織同士の連携の促進

地縁型組織と目的型組織は、それぞれの特長を生かして共に活動することにより、地域活動の活性化と住民の参加の広がりを生み出すことができます。

地域における地縁型組織と目的型組織の連携の促進にむけ、互いの活動を理解するための場の提供や情報の提供を実施します。

【参考事業】日常生活お手伝い（実施時期未定）／協働事業の推進／市民活動センター事業／子育て支援団体の連携促進／（市社協）地域活動センター

(2) 人材の育成・発掘・コーディネートの充実

①多様な活動分野における人材の育成

現在市では、市民が参加できる地域活動として、学校支援ボランティアなど、多様な活動の場を設けています。また、あわせて、かしわ市民大学を開校するなど、人材の育成・発掘を図っています。

地域の担い手を増やすため、各活動のさらなる拡がりや新たな活動メニューの提供を行います。

【参考事業】かしわ市民大学事業／地域づくり推進事業（地域づくりコーディネーター等）／市民活動センター事業／意思疎通支援事業／**柏市消費生活コーディネーター活動／（市社協）ボランティアセンター事業**

②ボランティア活動機会の提供

市民アンケートでは、ボランティア活動への参加意欲はあるものの、参加にいたっていない人が多くいるという結果があらわれました。

より多くの市民の参加を促すため、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供を充実します。また、ボランティアセンター（市社協）の支援や、柏市民活動センター（市）等で行っている人材養成のための講座等を充実させます。

【参考事業】（市社協）ボランティアセンター事業／市民活動センター事業／ブックスタート事業



コラム：地域活動センター

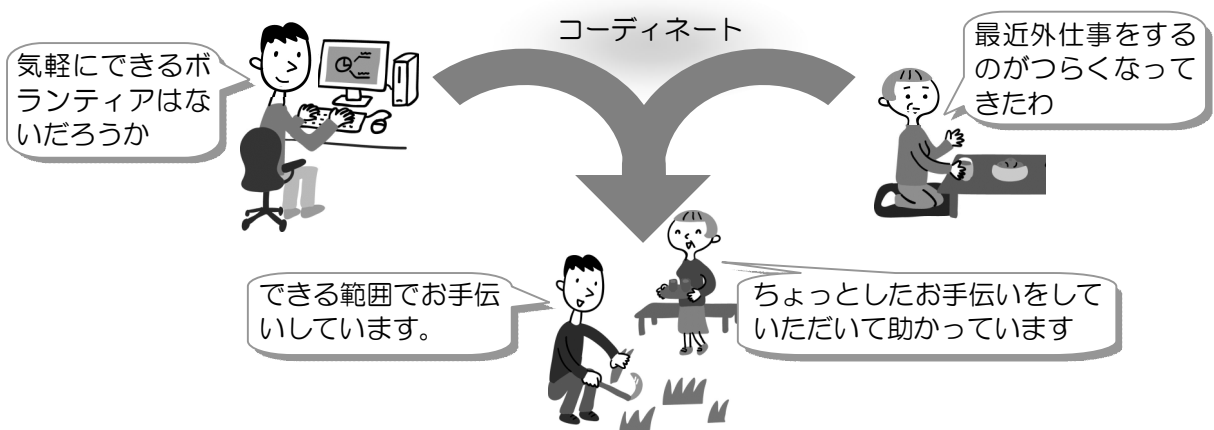
※地域活動センターの設置趣旨、役割を紹介

③コーディネートの充実

支援を必要としている人の声を拾い上げ、支援をしたい人と支援が必要な人とを結び付けていく仕組みが必要となっています。

そのため、地域の課題を把握しながら、活動が効果的に行われるように調整する役割を担うコーディネーターをコミュニティエリアごとに配置するなど、コーディネート機能を充実します。

【参考事業】（市社協）地域活動センター／**さわやかサービス事業**／ファミリー・サポート・センター事業



(3) 活動拠点の活用と設置支援の充実

①既存施設の活用促進

助け合い・支え合いの活動を進めるには、活動の拠点がが必要です。

活動拠点となる施設については、**市民に身近な地域に整備されているふるさとセンターや集会所、近隣センター、児童センターなどの既存の施設について、有効に活用できるよう支援します。**

【参考事業】近隣センター施設管理事業／ふるさとセンター整備事業／児童センター事業／**(市社協) 地域活動センター**



②新たな活動の場の創出支援

地域の交流を促進し、支え合いの機運を醸成するために、地域に住む人が気軽に集まって様々な活動ができる場が必要となっています。

そのため、サロン活動やコミュニティカフェなどの地域に住む人が主体となって立ち上げる、新たな集いの場の創出を支援します。

【参考事業】市民活動センター／高齢者が気軽に集える場所づくり（実施時期未定）／**(市社協) 地域活動センター**



コラム：●●地区コミュニティカフェ

※地域の活動の参考としてもらうため、実際に活動しているサロンやコミュニティカフェの事例を紹介

(4) 柱1を推進していくために

■柱1を推進していくためにそれぞれが担う役割

市民一人ひとりは・・・

- ・自分から「場」や「交流」の情報を得る
- ・活動に興味を持って参加する
- ・ボランティアに登録する
- ・ご近所から助け合う
- ・あまり外出しない人の家を気にかける
(近くを通る際に、外目で確認)
- ・あいさつをして知り合いを増やす
- ・周りの方に興味・関心を持って声をかける



地域では・・・

- ・子どもを巻き込んだ活動やイベントを実施する
(ごみゼロ運動、ラジオ体操、高齢者の生活支援に子どもの活用ができる仕組みなどをつくる)
- ・子どもが参加しやすいボランティア活動を行う
- ・地縁型組織と目的型組織と一緒にイベントの運営や
サロンを活用した見守りなどを行う
- ・いつでも気軽にふらっと集える場を作る
- ・集える場として使用できる施設(空き店舗や公共施設など)を確認する
- ・地域の人がどんな交流や場を求めているかを把握する
- ・地域の活動や交流の場の情報を発信する



市は・・・

- ・地縁型組織及び目的型組織の支援
- ・地縁型組織や目的型組織同士の連携の促進
- ・多様な活動分野における人材の育成
- ・ボランティア活動機会の提供
- ・コーディネートの充実
- ・既存施設の活用促進
- ・新たな活動の場の創出支援



○「市民一人ひとりは・・・」、「地域では・・・」を検討する市民ワークショップのメンバー



柱2 情報が共有され相談しやすい地域づくり

助け合いや支え合いの大切さや、地域には多様な個別課題を抱えた人が暮らしていることなどについて、一層の意識啓発を行うとともに、子どものころから地域健康福祉への理解が深まるよう、体験や交流などを通じて学べる環境をつくれます。

また市では、必要な人へ、必要な情報がしっかりと届くよう、多様な方法で情報提供・情報発信をしていきます。

さらに、支援を必要とする人などの相談が適切に行われるよう、相談窓口の周知を徹底するとともに、身近な場所での相談と併せて総合的な窓口体制を構築します。

(1) 情報発信の充実

①意識啓発・福祉教育の充実

地域健康福祉を進めていく上では、その根底に地域の中で助け合いや支え合いの想いが共有されるような啓発や教育が必要です。

そのため、地域の中で共に助け合い・支え合う活動が自然とできるよう、子どものところからの健康福祉教育を学校の授業や地域の中での交流を通じて行っていきます。

また、あらゆる年齢層の人が健康福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう、市、教育委員会、市社協など様々な関係機関により健康福祉に関する意識啓発や福祉教育を充実します。

【参考事業】総合的学習サポート事業／個性が輝く特色ある学校づくり促進事業／生徒指導推進事業／生涯学習まちづくり出前講座／こころの病の啓発・普及活動／男女共同参画促進のための啓発事業の実施／障害者の理解啓発事業／消費者教育事業／（市社協）地域福祉の情報紙の発行／福祉教育事業

②情報バリアフリーの推進

視覚障害や聴覚障害をお持ちの方や、近年ではインターネット等を介したデジタル情報の入手ができる人とできない人で差が生じる（デジタルデバイド）など、受け取れる情報媒体は、個人の状況や障害などによって異なります。

そのため、音声コードや点字など個人の状況にあった形での情報発信に努めるとともに、ニーズに応じてデジタルデバイド解消のための講座などを充実し、必要な情報を必要な人に届けられるよう、情報バリアフリーを推進します。

【参考事業】声の広報等発行事業／意思疎通支援事業／手話通訳者・要約筆記者の派遣／音声コード普及事業／市ホームページの管理運営

③情報の多様な発信の強化

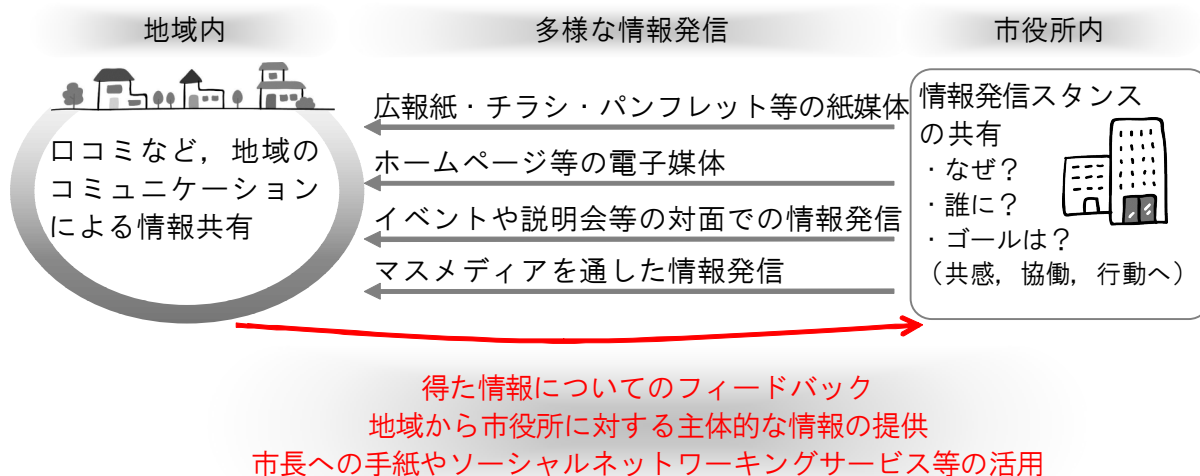
市民アンケート調査によると、半数以上が「健康や福祉に関する情報が入手しにくい」と答えています。また、情報入手方法は年代や個人の状況により異なり、多様な方法による情報発信が必要となっています。

そのため、広報紙をはじめ、各種チラシ・パンフレット等の紙媒体、ホームページ等の電子媒体、イベントや説明会等の対面での情報発信、マスメディアを通じた情報発信など多様な手段を使った誰もがアクセスしやすい情報発信を行います。その際市役所内では、なぜその情報を発信し、誰に届けたいのか、届いた情報を基にどうしてほしいのかといったゴールを意識するなど、情報発信のスタンスを共有し、情報発信に対する意識を高めていきます。

また、ロコミ（巻末注）など、地域のコミュニケーションによる情報伝達は、分かり易く、効果的であることから、サロンやコミュニティカフェ等における情報発信、情報共有などを活用していきます。あわせて、従来の市長への手紙などの紙媒体に加え、FacebookやTwitterなどのソーシャルネットワーキングサービスを活用し、市民や地域の側からも、受けた情報に対する反応を市へフィードバックするなど、双方向の情報受発信になるよう努めていきます。

さらに、災害時には、全ての人に情報がいきわたるよう、防災行政無線やメール配信サービス、ホームページなどあらゆる伝達手段により、震災発生、震災直後、避難所生活とそれぞれの段階で、ニーズにあった情報を発信していきます。

【参考事業】広報かしわ／かしわメール配信サービス／高齢者いきいきガイド作成／介護保険制度の啓発／障害福祉のしおり／子育て支援情報の提供／生涯学習情報提供システム／消費生活情報（危害情報含む。）の提供／（市社協）地域福祉の情報紙／地域活動センター



(2) 相談体制の充実

①相談窓口の周知の徹底

市民アンケート調査によると、「健康や福祉に関して困ったときに相談できる人がいない」と3割強の人が答えています。また、市民ワークショップの中では、相談窓口がどこにどのようなものがあるのか知られていないという意見が挙げられました。

そのため、相談窓口の一覧の配布や、ホームページでも目的の相談窓口へたどり着きやすい工夫を行うなど、相談窓口の周知を徹底していきます。

【参考事業】

②総合的な相談支援体制の構築

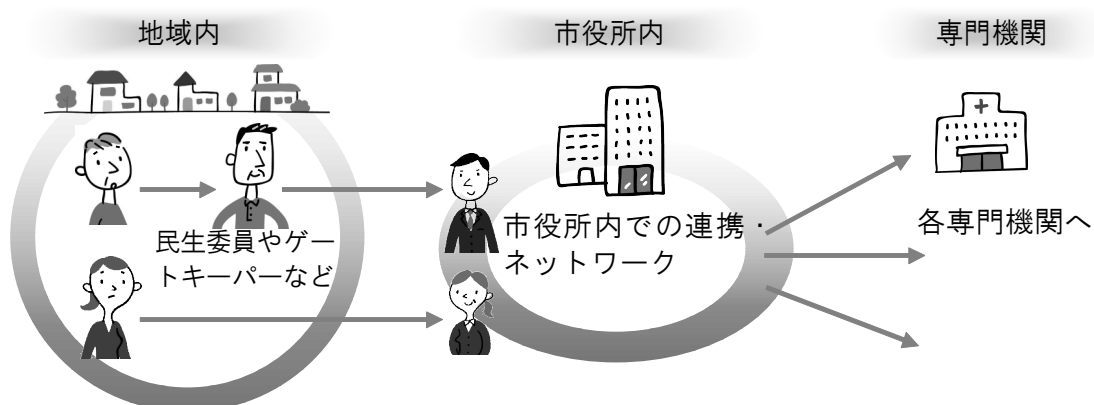
市民ワークショップや市民アンケート調査では、「身近な地域で気軽に相談ができることと同時に、一か所にいけばそこでどんな相談でも受けられるワンストップの相談窓口が必要」という意見が挙げられました。また、相談によっては、じっくり話を聴くことで解決の糸口がつかめるなど、制度や支援につなげるだけではない場合もあります。

そのため、日常生活の困りごとや悩みなどについて、地域のサロン等で相談ができたり、民生委員や健康づくり推進員をはじめとする地域の人々が身近な相談役になれたりするよう、地域での取組みを支援していきます。

また地域で解決できない事柄や制度や支援が必要な相談については、市や市社協、専門相談等が受け止め、解決を図ります。

さらに、市役所内の相談窓口間の連携・ネットワーク化を図り、どの窓口からでも専門的な相談窓口へつなげられるよう、総合的な相談支援体制を整えていきます。

【参考事業】 地域生活支援センター事業／高齢者の総合相談支援事業／柏市地域自立支援協議会運営事業／柏市地域自立支援協議会運営事業／
子育てに関する利用者支援の検討



③個別相談窓口の充実

地域には、難病や障害、認知症、アルコール・薬物依存、ニート・ひきこもり、生活困窮、虐待、DV等多様な個別課題を抱えた方がいます。

そのため、これらの多様な個別課題についての的確に相談に応じることができるよう、相談窓口の整備、相談を受ける人材の育成、研修等を通じたスキルアップ・質の向上を図ります。

【参考事業】難病相談事業／発達相談／母子保健指導・相談事業／言語指導事業／身体・知的障害者相談員／相談支援事業／基幹相談支援センターの設置（予定）／本人・家族の相談支援／アルコール・薬物依存症対策／ニート・引きこもり本人・家族の相談支援／高齢者の総合相談支援事業／男女共同参画促進のための相談事業／女性のこころと生き方相談／保育に関する相談窓口／外国人アドバイザー相談／消費生活相談事業／保健福祉部門人材育成事業／専門職職員の育成（研修）／対人保健サービスに係る人材育成

(3) 柱2を推進していくために

■柱2を推進していくためにそれぞれが担う役割

市民一人ひとりとは・・・

- ・ 誰かがやってくれるということではなく、自分がアクションを起こしてみる
- ・ 自ら広告を出して仲間を集める
- ・ 日頃からのご近所同士のつながりを大切にする
- ・ あいさつから、困りごとの相談や支え合いへとつなげていく
- ・ 自分にあった活動を探すため、社協のボランティアセンターに相談する
- ・ インターネットから柏市のボランティア情報を探す



地域では・・・

- ・ 町会等に相談のアドバイスを受けられる専門的な人材を置く
- ・ 地域のサロンを増やし、そこに相談窓口や相談員を置く
- ・ 空き家、店舗を利用した小規模な拠点で活動する
- ・ 地域の拠点に集う人々が地域の見守りの役割、情報伝達の役割を担う
- ・ 現在ある町会等の組織を活性化し、優秀な人材発掘
- ・ リタイアした人が地域デビューをするために必要とする情報を伝え、支援する
- ・ 地域の人材を発掘し、町会等の単位でまとめ、PRし、活用する

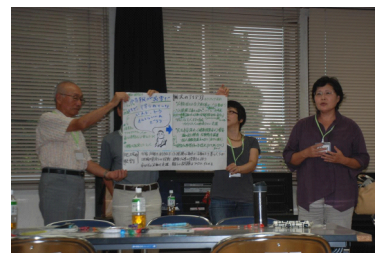


市は・・・

- ・ 意識啓発・福祉教育の充実
- ・ 情報バリアフリーの推進
- ・ 情報の多様な発信の強化
- ・ 相談窓口の周知の徹底
- ・ 総合的な相談支援体制の構築
- ・ 個別相談窓口の充実



○「市民一人ひとりとは・・・」、「地域では・・・」を検討する市民ワークショップのメンバー



柱3 健やかに暮らせる地域づくり

柏市健康増進計画では、「まちを構成する『行政』，『地域』，『企業』等の全ての組織及び『全ての市民』が連携・協働し，生涯健康で元気に暮らせる社会形成を目指す」ことを計画の方向性とし，その方向性のもと，「健康寿命の延伸」，「生活習慣病の発症予防及び重症化予防の徹底」を計画の基本目標としています。

柏市地域健康福祉計画においては，柏市健康増進計画と連携を図りながら，地域を核とした健康づくりを促進していきます。

また，がん，脳卒中，急性心筋梗塞，糖尿病及び精神疾患の発症予防及び重症化予防の徹底を図るとともに，誰もが安心して受けられる地域医療体制を整えます。

さらに，健康でいきいきと生活するために，人とのかかわりや趣味などをきっかけとした社会参加，生きがい活動についても促進していきます。

(1) 地域を核とした健康づくりの促進

①身近な地域での健康づくりの促進

市民アンケート調査によると、近所づきあいや地域自治組織活動、ボランティアやNPO活動などに参加している人ほど健康づくりに取り組んでいます。

そのため、そのような地域活動への参加を促し、身体活動・運動へと結びつけていくなど、地域ぐるみでの健康づくりを促進していきます。

【参考事業】成人保健事業＜健康づくり普及・啓発＞／各種講演など啓発事業
／ロコモフィットかしわ（巻末注）／母子保健事業／健康増進事業
／歯科保健事業／栄養改善事業

②生活習慣病の予防の促進

柏市特定健康診査の結果では、生活習慣病に至る前段階のメタボリックシンドローム該当者や予備群の割合は年代が上がるほど高くなっているほか、主要死因の多くが生活習慣病となっており、市民の死因順位第1位はがんとなっています。がんの原因の1つとして、予防可能な生活習慣や環境要因であるといわれています。

そのため、がんや糖尿病、高血圧などを予防するための生活習慣に関する知識や健康診査・検診の必要性について、地域における普及・啓発を促進していきます。

特に、内閣府から了承を受けた環境未来都市計画（超高齢化対応）では、「食べる」「歩く」「社会参加」をキーワードに、健康増進計画に則った一次予防（生活習慣病の予防）の対策を推進します。

【参考事業】母子保健事業／健康増進事業／歯科保健事業／栄養改善事業／特定健康診査及び特定保健指導事業／柏市75歳以上の健康診査／各種がん検診／健康づくり相談／保健事業利用費助成事業

③心の健康づくりの充実

市民アンケート調査によると、「最近1か月にストレスを感じたことがある」と約8割の人が答えています。育児や介護における悩みや不安を抱えている人も数多くいます。ストレスや悩みは、話すことにより解消される部分もあり、周囲のサポートを充実させる必要があります。柏市の自殺者数は、年間80人前後で推移しており、心の健康づくりが重要となっています。

そのため、地域で声かけができる体制を充実していくとともに、身近なところで異変に気づけるようなゲートキーパーを養成し、活動の場を整備していきます。また、がん患者やその家族の心の不安等に寄り添い、支えることの助けとなるようがんサポートの情報の提供や相談窓口等の周知を図るとともに、平成23年に制定した柏市自殺対策推進条例を踏まえ、自殺対策に取り組んでいきます。

【参考事業】こころの病の啓発・普及活動／心の健康づくり事業／本人・家族の相談支援／女性のこころと生き方相談事業／家庭児童相談／自殺予防対策連絡会議／自死遺族支援事業／自殺予防ゲートキーパー養成研修／自殺予防対策に向けた普及啓発事業・人材育成事業／母子保健事業／健康増進事業

(2) 地域福祉医療体制の充実

①日常的な医療支援の充実

健康管理や生活習慣病の発症予防・重症化の防止，風邪などの日常的な疾病の対処などは，身近な地域での継続的な支援が必要となります。

そのため，身近な地域で適切な介護予防の取り組みや医療サービスを受けられるよう，かかりつけ医やかかりつけ歯科医，かかりつけ薬局の普及を図ります。さらに，柏市立病院では，地域の医療に求められる役割・機能強化に取り組めます。

【参考事業】かかりつけ医・かかりつけ歯科医等の普及／医療安全相談／市立病院経営基盤強化事業／小児慢性特定疾患の医療給付／特定疾患特別介護手当

②救急医療体制の整備

子どもから高齢者まで，すべての年代の方が，急なけがや病気をしても，24時間365日，迅速かつ適切に対処できる救急医療体制が必要です。

そのため，夜間急病診療所，日曜休日当番医による一次救急，二次病院の輪番による休日夜間の二次救急，救命救急センターによる三次救急の体制を維持していくとともに，小児二次救急体制の整備，脳卒中，心疾患，消化管出血等の即時対応しないと命に関わる疾患における救急医療体制の整備拡充を進めます。さらに，柏市立病院では，小児二次救急の受入れ体制整備のため，建替えとともに，小児科医の確保に取り組めます。

また，救急搬送の適正利用や適正受診について，市民への周知啓発を図っていきます。

【参考事業】夜間急病診療所／日曜休日当番医運営事業／休日・夜間二次救急事業／小児科二次病院待機事業／命に直結する疾患救急体制整備事業／休日急患歯科診療事業／救急救命士の養成／市立病院経営基盤強化事業

③在宅サービス提供体制の充実

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、健康づくりや介護予防の取り組みが重要となってきます。

また、加齢や疾病に伴い身体機能の低下があっても、住み慣れた自宅や施設等で暮らし続けることができるようなサービスを充実することも必要です。

そのため、だれもが身近な地域で気軽に介護予防に取り組むことができ、多くの方が参加しやすい介護予防事業の環境づくりに取り組んでいきます。

さらに、在宅医療・訪問看護・介護サービス・リハビリテーション・生活支援・福祉サービス・暮らしやすい住まいが一体的に連携して在宅生活を支えられるよう、関係団体と協力して在宅の医療・福祉サービスの提供体制を構築します。

まず、行政では、地域医療施策を担当する部署を設置し、地域医療の推進を含めた業務を行なっていきます。

また、内閣府から了承を受けた総合特別区の規制緩和では、柏市でのみ、医療機関でなくてもリハビリ事業所を立ち上げて、医療機関等と密な連携をもって、訪問リハビリテーションサービスを提供することができることになったため、採算性の取れる事業モデルにつながるよう、多職種連携を支援し、市民への普及・啓発を図ります。

【参考事業】介護予防講座／在宅医療提供システム運営事業

(3) 生きがい活動への参加促進

①社会参加の促進

どのような立場にある人でも、社会参加により生きがいづくりができるような環境が必要です。

そのため、子育て中の方や障害者、高齢者など、誰もが生きがいを持って生活できるよう、人とのかかわりあいや趣味などをきっかけとした社会参加がしやすい環境をつくれます。

【参考事業】老人クラブの支援／シルバー作品展／老人福祉センターの運営／福祉バスの貸出／いきがい就労事業

②地域活動による生きがいづくりの促進

市民アンケート調査によると、「近所づきあいや地域自治組織活動，ボランティアやNPO活動などに参加している人ほど、生きがいを持ち楽しく生きている」と感じる人の割合が高くなっていました。

そのため、地域における様々な活動を通して、生活の質の向上を目指した生きがいづくりを働きかけます。

【参考事業】生涯学習ボランティア募集／地域づくり推進事業／ふるさとセンター整備事業／町会支援事業／地域介護予防活動支援事業／介護支援サポーター事業／**柏市消費生活コーディネーター活動**

(4) 柱3を推進していくために

■柱3を推進していくためにそれぞれが担う役割

市民一人ひとりとは・・・



地域では・・・



市は・・・



柱4 安全安心に暮らせる地域づくり

東日本大震災を受け、地域の絆の大切さを再認識し平常時から地域で助け合い、支え合っていく仕組みづくりを進めるとともに、災害時要援護者対策としてK-Netの周知・活用や、平常時からの防災対策への取り組みなどを強化します。同様に、防犯についても、地域防犯組織などの地域ぐるみで取り組んでいける体制づくりを進めます。

また、公共交通や施設のバリアフリー化や、きめ細かい移動手段の確保を進めます。

さらに、判断能力の低下などにより財産管理や契約行為ができない状況にあっても、必要なサービスを受けられるよう、成年後見制度などの周知を徹底し、法人後見や市民後見などの権利擁護施策を充実します。

(1) 防災・防犯対策等の充実

①平常時の防災・減災対策の充実

災害時の避難等を迅速に行うためには、平常時から近隣住民同士の協力が不可欠となります。また、災害に備えた個々の取り組みも必要となりますが、市民アンケート調査によると、避難訓練に参加している人は全体の1割半ば程度と非常に少なくなっています。

そのため、平常時から地域の中のつながりがつくれるよう促すとともに、お互いに声をかけあい避難できるようにするとともに、高齢者や障害者、子どもなど配慮が必要な方を意識した防災訓練等の実施・参加促進などを行います。

【参考事業】防災訓練の実施等防災知識の普及に関する事業／自主防災組織に関する事業／町会等支援事業／ふるさと運動事業（ふるさと協議会等支援）／老人クラブの活性化／柏市公益活動（育成・支援）補助金／市民活動センター事業

②災害時の対策の充実

市民アンケート調査によると、災害時に手助けが必要な方は年代が上がるほど多く、70代で3割弱、80代で5割弱となっていますが、助けが必要な近隣住民を把握している方は全体で2割弱と少なくなっています。

そのため、柏市防災福祉K-Net事業（巻末注）の周知を図り、災害時要援護者の把握と登録を促すとともに、支援者の協力を得て、支援体制を強化していきます。

また、平成25年3月に改正された柏市地域防災計画と連携を図りながら、二次的避難所（福祉避難所）の開設や災害ボランティアセンターの立ち上げ支援、医師会等と連携した災害時医療体制の整備等を行います。

【参考事業】防災福祉K-Net事業

③防犯対策等の充実

子どもや女性などを巻き込んだ犯罪や、高齢者や障害者を狙った振り込め詐欺や押し買い（巻末注）、悪質商法などの消費者被害が依然として後を絶たない状況にあります。市民アンケート調査によると、地域の防犯活動が地域で取り組まれているという回答は約4割と少なくなっています。

そのため、犯罪情報について適宜発信し啓発を行うとともに、地域の防犯パトロールやスクールガードによる子どもの見守り、地域防犯組織など地域ぐるみの防犯活動の取り組みを周知・支援していきます。

また、消費者被害の未然防止を図るべく、消費生活センターや消費生活コーディネーターを中心として消費者講座や情報発信を行うとともに、消費生活相談によるトラブル解決に向けた支援を行います。

【参考事業】防犯啓発事業／犯罪を起こさせない人づくり事業／犯罪が起こりにくいまちづくり事業／消費者教育事業／消費生活相談事業／地域包括支援センターにおける啓発（サロン、地区別研修、地域包括ネットワーク会議等）

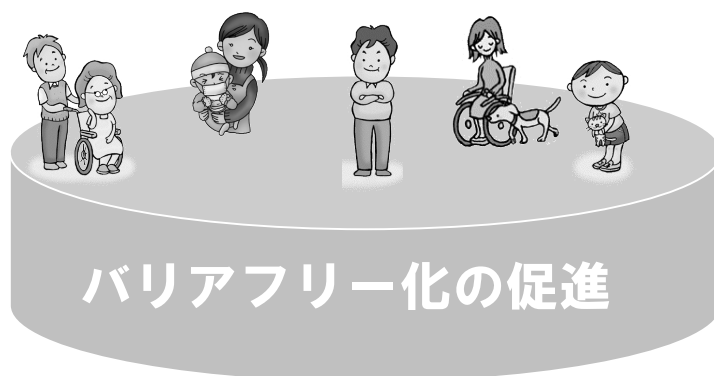
(2) 移動・居住支援の充実

① バリアフリー化の促進

市では、平成22年3月に「柏市バリアフリー基本構想（巻末注）」を策定するなど、バリアフリー環境整備の取り組みを進めていますが、市民アンケート調査によると、半数以上が「市内の公共空間のバリアフリー化があまり進んでいない」と答えています。

そのため、柏市バリアフリー基本構想と連携し、公共交通機関や道路、施設等のハード面のバリアフリー化に取り組むとともに、市民の意識向上等のソフト面のバリアフリー化も促進していきます。

【参考事業】新・バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化／鉄道駅のバリアフリー整備事業



②移動手段の充実

地域の中では、車イスの方など公共交通機関を利用するのが困難な方や、公共交通機関が無く移動が不便な地域に住んでいる方など移動に配慮が必要な方がおり、移動のしやすさを確保していく必要があります。

そのため、福祉有償運送やその他の移動支援サービスにより公共交通機関を利用するのが困難な方の移動支援を行うとともに、公共交通機関が無い地域において、「かしわ乗合ジャンボタクシー」や「予約型相乗りタクシー カシワニクル」などを運行することにより、全市的な移動のしやすさを向上していきます。

公共交通機関を利用するのが困難な方への移動支援	
福祉有償運送	NPO、社会福祉法人等の非営利団体が、柏市の運営協議会に申請し合意を得た後、国土交通省に登録した上で、自家用自動車を使用して行う有償の送迎支援サービスです。
団体・事業者等が提供する移動支援サービス	乗降介助が必要な方や車イスの方、ストレッチャーに寝たままの移動などを、タクシーなどの株式会社・有限会社等が有料で提供するものです。
公共交通空白地域の方への移動支援	
かしわ乗合ジャンボタクシー	公共交通空白・不便地域の解消、公共施設等への移動手段として、9人定員のワンボックス車で、決められたコースを決められた時刻に定期運行をするものです。
予約型相乗りタクシー「カシワニクル」	コミュニティバスの廃止代替機能として、決まった路線や時刻表はなく、その時々予約に応じて運行経路や時刻を定め、運行区域内の決められた乗降場所をまわり、乗り合いをしながら、それぞれの目的地へ向うものです。

【参考事業】乗合タクシー運行補助事業／オンデマンド交通運行事業／福祉有償輸送事業／柏市福祉有償運送運営協議会の開催

③居住支援の充実

高齢者や障害者の地域移行が進む中、介護等が必要な状態でも、住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境が求められています。

そのため、柏市住生活基本計画と連携して住まいの確保の支援を行うと共に、高齢者や障害者の方が安心して地域で生活できるよう、医療や介護、その他の生活支援と連携し、居住支援を行います。

【参考事業】柏市要介護高齢者等住宅改造費補助金

(3) 権利擁護体制の充実

①虐待の防止

家族や親族などが高齢者、障害者、児童等の人権を侵害する虐待やDVなどが疑われる相談や通報などが柏市でも発生しています。

そのため、高齢者、障害者、児童等の虐待やDVの未然防止に向けた啓発や、地域の中での見守りや異変を察知した際の通報についての周知、発生後の関係機関での連携を行います。

【参考事業】要保護児童対策地域協議会の運営／障害者虐待防止センター／関係機関との連携

②権利擁護の仕組みの周知と利用促進

認知症の方や、知的障害者、精神障害者の方など、判断能力が不十分な方が近年増加しており、これらの方が安心して日常生活を送れるような支援が必要です。

そのため、「成年後見制度」や市社協で行っている「日常生活自立支援事業」について、市と市社協とで連携して周知を図ると共に2つの事業を一体的に展開し、利用の促進を図ります。

また、認知症高齢者等の増加により専門職後見人の不足が予想されることから、市民の方が後見人となる「市民後見人」の養成を市と市社協が連携して進めます。

■事業・制度の流れ

相談



両親亡き後が心配…
最近物忘れが増えてきた
自立して生活していきたい

書類作成

支援計画・契約書、提出書類等の作成をお手伝いします。



支援

サービス利用を支援
日常生活の事務手続きの代行
お金や書類の管理・預かり



■事業・制度の概要

名称	日常生活自立支援事業	成年後見制度
対象者	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある方（判断能力が一定程度あるが十分でないことにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な方）	認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分な方若しくは著しく不十分又は能力を欠く状況の方
サービス例	福祉サービス利用援助 ：健康福祉サービスの利用のお手伝い	身上監護：衣食住等の生活に関する手配や療養・介護等の手配
	日常的金銭管理 ：日常の暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝い	財産管理：不動産処分や遺産分割等、重要な財産の維持や管理
	書類等預かりサービス ：大切な書類などのお預かり	

【参考事業】柏市社会福祉協議会支援事業

(4) 柱4を推進していくために

■柱4を推進していくためにそれぞれが担う役割

市民一人ひとりとは・・・



地域では・・・



市は・・・



「第3章 重点施策」について

■第3期計画における重点施策

- ・個別の事業単位ではなく、施策単位で重点施策を設定
- ・毎年度、評価及び進捗管理（以下「評価等」という。）を実施
- ・評価等の結果、重点施策の位置付けが不要となったものは、翌年度以降削除
- ・逆に、位置付けが必要となったものは翌年度以降新規設定

■重点施策の設定基準

地域包括ケアシステムの構築及び充実に向け、次の基準により、重点施策を設定します。

- ①第2期計画の課題
- ②分野別計画の対象外の領域の課題
- ③分野別計画の対象事業であって、同一目的で横断的に取り組むべき課題
- ④現代的課題であって集中的に取り組むべき課題

■重点施策（案）

- ・虐待防止
児童虐待，高齢者虐待，障害者虐待に係る一体的な防止施策
- ・生活困窮者支援
生活困窮者に対する自立支援施策
- ・社会的孤立防止
高齢者，障害者，子育て世代等の地域からの孤立化に係る防止施策
- ・新たな担い手の創出とコーディネート
地域における見守り体制の構築と各種活動団体と地域とのコーディネート

■重点施策（案）の一覧表

※「目指すべき方向性」及び「具体的施策」は重点施策の確定後、精査していきます。

	設定基準	目指すべき方向性	具体的施策	
			短期	長期
虐待防止	③組織横断的 ④現代的課題	虐待防止体制の強化	窓口の周知 交流の場の設定	デイサービス等 施設整備支援
生活困窮者支援	②分野別計画対象外 ④現代的課題	自立支援体制の構築	窓口の周知 就労支援 家計相談	
社会的孤立防止	③組織横断的 ④現代的課題	地域のつながり・交流の促進	サロンの充実	個別アプローチ
新たな担い手の創出とコーディネート	①第2期課題 ③組織横断的 ④現代的課題	地域資源を活用した地縁強化の支援	モデル地区による試行	全市的展開

■重点施策（案）の設定理由

【虐待防止】

虐待防止は、国においては、平成１２年に児童虐待防止法が、平成１８年に高齢者虐待防止法が、平成２４年に障害者虐待防止法がそれぞれ施行され、虐待等に対して社会全体で取り組んでいくための法的な取り組み姿勢が示されています。

本市においても、虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、保護等について、児童、高齢者、障害者のそれぞれの所管部署や専門機関が専門性を活かし、連携を図りながら総合的な支援体制を拡充していく必要があります。

【生活困窮者支援】

生活保護制度の現状は、厳しい社会経済情勢の影響を受けて、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加さらには親から子への貧困の連鎖など、引き続き厳しい状況にあります。

国においては、新たな生活困窮者支援制度について、平成２７年度から本格実施を目指しています。

本市においても、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却しうるよう、生活困窮者の支援に取り組んでいく必要があります。

【社会的孤立防止】

社会的孤立は、昨今、高齢者ばかりではなく、子育て世代や障害者の家族などにおいても問題となっています。

その背景としては、一般に、核家族化などの家族構成の変化やアパートやマンションの増加などの居住形態の変化、さらには経済不況などの経済状況の変化などが挙げられています。

本市においても、市民アンケートの結果などから地域のつながりが希薄化していることがうかがえることから、さまざまな方への社会的孤立への防止策に取り組んでいく必要があります。

【新たな担い手の創出とコーディネート】

高齢化の一層の進展により、地域の担い手がさらに不足していくことが予測されています。これは、第２期計画においても課題として認識し、地域の人材育成に取り組んできましたが、今後、担い手不足は更に深刻化していくことが懸念されます。

幅広い年代の方に地域への関心を持っていただくと共に、社協と連携し、地域の人材の育成に取り組み、また、目的型組織等も含めた地域のさまざまな資源の活用及びコーディネートを図り、地域の支え合いを支援していく必要があります。

○進捗管理及び評価の方法は、次回、ご提案させていただきます。

用語解説

押し買い（おしがい）

突然、自宅などに訪問し、指輪やネックレスなどの貴金属・宝飾品を強引に買い取る悪質業者によるトラブルのこと

柏市バリアフリー基本構想（かしわしばりあふりーきほんこうそう）

鉄道駅等の旅客施設，道路や公園等の公共施設，高齢者，障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため，重点整備地区の区域，バリアフリー化を図る経路（生活関連経路），バリアフリー化のために実施すべき事業の内容等を定めるもの

柏市防災福祉K-N e t 事業（かしわしぼうさいふくしけーねっとじぎょう）

災害時に支援を必要とする方（＝障害者や体力的な衰えのある高齢者，妊産婦や乳幼児など，一人で避難することが困難な方）がいることを近所にお住まいの方々に知ってもらい，地域の実情に合わせて町会等や民生委員の協力により見守っていただく体制を整え，災害発生時や災害の発生が予想されるときに，安否確認や避難支援を行うもの

ロコミ（くちこみ）

この計画におけるロコミとは，地域において信頼関係に基づき行われる口頭による情報の伝達をさし，インターネット等において匿名のもとに行われる情報の伝達は除く。

ロコモフィットかしわ（ろこもふいっとかしわ）

骨・関節・靱帯，脊椎・脊髄，筋肉・腱，末梢神経など，体を支え（支持），動かす（運動・移動）役割をする器官の障害により，要介護になるリスクの高い状態をロコモティブ・シンдрームといい，それらを予防するために本市が行う講話と体操を「ロコモフィットかしわ」と呼んでいる。

○用語解説の項目は，増やしていきます。